

Uターン等修学資金返済支援事業補助金

■事業目的

親と子の修学資金返済を支援し、若者のUターン、地元就職の促進及び若者人材の確保を図り、活力ある糸魚川市を目指します

■補助金の額と交付期間

(1) 補助金の額(年) アとイで計算した額のいずれか低い額(1,000円未満切り捨て)

ア	Uターン者及びその親の申請初年度の前年度末の返済残高合計額の1割
イ	学校教育法に定める修業年限に60,000円を乗じた額

(2) 交付期間(年度単位)

職 種	期間
看護師、介護福祉士、保育士	8年
上記以外の方	4年

例:4年制大学卒業

奨学金返済残高 320万円の場合

24万円×4年間補助=96万円

(3) 補助金の分割

Uターン者とその親の修学資金の返済金の割合によって、分割して交付します。

■交付申請の時期(期限)

交付年度	申請書提出期限
初年度	就職してから60日以内
次年度から	申請年度の4月1日から60日以内



■補助対象者 (下記条件を全て満たす方とその親で修学資金の返済が必要な方)

修学資金の返済が必要なUターン者

ただし、Uターン者は看護師、介護福祉士、保育士の職に就いている者

初回到申請する年度の4月1日以降において、大学等を卒業してから8年以内に新たに市内事業所へ常用労働者として就業した方

※2年目以降の申請時においても市内事業所に常用労働者として就業している方

※市内事業所とは「市内に本店又は支店を有する事業者の事業所」が対象です

※公務員の一般職は補助対象外

初回の交付申請日において、40歳未満の方

市税等を滞納していない方

糸魚川市医療技術者及び介護従事者修学資金貸与を受けていない方

糸魚川市保育士等修学資金貸与を受けていない方

※交付決定後に転出又は退職・廃業した場合は、補助を受けることができなくなります。

※常用労働者の定義 雇用期間の定めがなく雇用される労働者及び一定の雇用期間を定めて雇用される労働者のうち、雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者(1週間の所定労働時間が30時間以上であるパートタイム労働者を含む。)

※補助金は、予算の範囲内で交付します。

※補助内容は、今後変更となる場合があります。

詳しくは
お問い合わせ
ください

新潟県糸魚川市産業労働課しごと定住係

住所 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

電話番号 025-552-1511 E-mail sangyo@city.itoigawa.lg.jp

Web <https://www.city.itoigawa.lg.jp/page/2833/html>



■補助金の算出例

実際に返済金の補助を受けるとしたら…

- ① 大学生(4年)で、就職時の奨学金等の借入残高が320万円の場合
- | | | | |
|---|-------------------------|---|-------------------------------|
| ア | 3,200,000円×10%=320,000円 | } | ⇒240,000円/年となります。
上記金額×補助年 |
| イ | 60,000円×4年=240,000円 | | |
- ② 短期大学生(2年)で、奨学金等の借入残高が180万円の場合
- | | | | |
|---|-------------------------|---|-------------------------------|
| ア | 1,800,000円×10%=180,000円 | } | ⇒120,000円/年となります。
上記金額×補助年 |
| イ | 60,000円×2年=120,000円 | | |

■補助金申請等の流れ

補助金の申請手続きは次のとおりです(年度ごとに申請)

- (1) 市内に就職 (大学等を卒業後、Uターンして糸魚川市内の事業所に就職)



- (2) 補助金交付申請 就職した日から60日以内に以下の書類を添えて申請してください。



- 交付申請書(様式第1号)
- 就職した日の前年度末における修学資金残高証明書等
- 修学資金の返済予定表又は月別の返済計画がわかる書類
- 修学資金契約書又は修学のための資金であることがわかる書類
- 大学等の卒業及び就学期間を証する書類(卒業証書の写し等)
- 住民票の写し
(※Uターン者の要件を確認できない場合、別途書類が必要)
- 就労証明書(様式第2号)
(※個人事業主の場合は、開業・廃業等届書の写し)

- (3) 実績報告(実績報告の内容を確認・審査後、補助金を交付)



- 以下の書類を提出してください。
- 実績報告書(様式第3号)
 - 申請年度の3月31日時点で就労していることが分かる就労証明書(様式第2号)
(※個人事業主の場合は、開業・廃業等届書の写し)

- (4) 年度ごとに(2)と(3)の手続きを繰り返します

※(2)の2年目以降の申請は、「申請年度の4月1日から60日以内」となります。

【注意】補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったときや補助対象者の要件を満たさなくなったときは、補助金交付の決定を取り消し、又は、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。